

ご案内

児童手当

児童手当は小学校就学前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。

5月1日の請求から、新年度となり、前年度所得超過等で児童手当が支給されなかった方やまだ請求していない方で支給対象と思われる方は、請求下さい。所得限度額は前年度と同様です。

(児童福祉課へお問い合わせ下さい。)

児童育成手当

次の要件に該当する方で、まだ請求していない方、前年度所得超過等で児童育成手当が支給されなかった方は、請求下さい。所得限度額は前年度と同様です。

【児童育成手当】月額1万3500円

父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和59年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する昭和59年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

心身に障がいがあり、その程度が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3級、脳性まひ、進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

手当の請求は児童福祉課及び各市民センターで受け付けます。

問 児童福祉課 ☎724・2139

自主的な社会教育活動に援助を行います

【社会教育関係団体事業費補助】市では、社会教育振興のため、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を援助しています。

平成14年度の申請書の配布と受付は、5月31日(金)まで社会教育課(森野分庁舎1階)で行っています。

対象となる団体

市内に事務所を有し、会員が20人以上で、70%以上が市内在住、在勤、在学者である、代表者または事務取扱者が市内在住である、会則、会員名簿を備えている、会費を徴収している、団体

対象となる事業 一般市民を対象に行う発表会、講演会など、社会教育の調査、研究、その他

平成14年度 軽自動車税納税通知書

平成14年度軽自動車税の納税通知書を5月13日に発送します。お手元に届きましたら納期限(5月31日)までにお支払いをお願いします。

問 市民税課 ☎724・2111

発送します

「燃やせのび」(月・水・金)収集地区と、「燃やせのび」(第1・3金曜日)収集地区については5月3日(金)・祝日に収集を行います。

なお、「古紙・古着」については、連休中も通常どおり収集を行います(5月3日・6日収集地区)。

連休中は5月3日(金・祝)のみごみ収集を行います

「燃やせのび」(月・水・金)収集地区と、「燃やせのび」(第1・3金曜日)収集地区については5月3日(金)・祝日に収集を行います。

なお、「古紙・古着」については、連休中も通常どおり収集を行います(5月3日・6日収集地区)。



特に社会教育の振興を促進させるためと認められる事業

賞利、特定の政党活動、宗教活動を目的とする団体は対象になりません。

問 社会教育課 ☎724・2181

しよび湯にご招待

小学生以下のお子さんを、町田浴場組合と市では、5月5日のこの日に、市内のお風呂屋さん(公衆浴場)で市内在住の小学生以下のお子さんを対象に「しよび湯」の無料入浴サービスを行います。

利用される方は、当日組合へお申し出下さい。時間は午後4時～11時です。

【入浴サービスの公衆浴場】

さのみ湯 原町1・15・15

金森湯 金森1177

あたま湯 中町1・4・11

瀬の湯 森野3・10・27

梅の湯 森野4・7・13

大蔵湯 木曾町522

問 商工観光課 ☎724・2128

宅地分譲

07・63㎡ 宅地分譲 1800万円(面積147.9㎡から多数の価格帯を用意しています)

受付期間 5月3日(祝)～26日(日)

【建物現場見学会を開催します】

受付時間 午前9時～午後5時

問 はなみずきの丘販売センター ☎0120・873・198、町田市区画整理課 ☎792・3771

保護者補助金の申請受付開始

2002年度 私立小・中学校等保護者補助金の申請受付開始

市では、私立の小・中学校及び外国人を対象として教育を行う学校の児童・生徒の保護者に、負担の軽減を図るため補助を行っています。

対象 次のすべてに該当

5月は「赤十字運動月間」です

赤十字活動に必要な寄付金募集にご理解とご協力をお願いします。

赤十字活動にご協力をお願いします。

赤十字協賛委員の方が各家庭を訪問しますので、ご協力をお願いします。

問 福祉総務課 ☎724・2553

南多摩斎場 臨時休場します

5月17日(金)は保守点検のため臨時休場します。受付・葬儀業務は平常どおりです。

式場は、15日(水)の通夜から利用できません。17日(金)通夜から利用できます。

問 南多摩斎場 ☎797・776

町田市総合水防演習を行います

台風の接近による大雨により、崖崩れや建物地下への浸水等の被害が発生したことを想定して、市と町田消防署が合同で「平成14年町田市総合水防演習」を実施します。

この演習により防災関係機関相互の連携の確立や水防の運営要領および水防工法技術の習得・向上を図ります。見学を希望する方は直接会場へおいで下さい。

日時 5月12日(日)午前9時30分～正午

会場 鶴見川クリーンセンター敷地内(三輪緑山)

問 防災課 ☎724・2107

市民ホール 休館と事務室移転のお知らせ

市民ホールは、7月末日まで耐震補強工事及び改修工事のため休館となっております。

このため、現在は仮設事務所として業務を行っていますが、5月21日からは一部工事が完成した市民ホール事務室で業務を開始します。

大変不便をおかけしておりますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問 市民ホール ☎728・4300

学生納付特例制度があります

大学、専門学校等の学生で本人の前年度の所得が一定額以下であれば、保険料納付が猶予される制度(納付特例制度)があります。これまで対象外とされていた夜間部、定時制課程及び通信制課程の学生も、対象になります。また、各種学校の対象範囲も拡大されました。

この制度を希望される方は、学生証または在学証明書と認印をお持ちになって早めに申請して下さい。

問 国民年金課 ☎724・2112

保険料免除制度があります

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

町田市総合水防演習を行います

台風の接近による大雨により、崖崩れや建物地下への浸水等の被害が発生したことを想定して、市と町田消防署が合同で「平成14年町田市総合水防演習」を実施します。

この演習により防災関係機関相互の連携の確立や水防の運営要領および水防工法技術の習得・向上を図ります。見学を希望する方は直接会場へおいで下さい。

日時 5月12日(日)午前9時30分～正午

会場 鶴見川クリーンセンター敷地内(三輪緑山)

問 防災課 ☎724・2107

未来につなぐ 国民年金

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

国民年金は、経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。この相談下さい。

なお、平成14年4月から保険料の半額を納める半額免除制度ができました。併せて保険料免除制度の承認基準も変更になりました。

また、平成13年度の免除が承認された方で、平成14年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。すでに申請して下さい。

